

3.11 東日本大震災以降、復興助成が活動助成とは別枠で実施されてきましたが、今回から一本化されることになりました。これは、復興助成が、震災から 2 年以上経過して様々な活動が復興フェーズに応じて変化し、単発的な活動から地についた中長期にわたる活動に進化してきたことによるものと理解しています。

社外案件選定委員のバックグラウンドはさまざまであり、それぞれものの見方は違いますが、申請者の熱い思いに応えるべく、真剣に議論し助成案件を選定しました。

書類のみでの審査のため、申請書で活動やその計画など内容が十分表現できている団体と、表現しきれていない団体の差が目立ちましたが、活動助成の基本に立ち、申請書ではその内容を表現しきれてはいないと思われる案件であってもできる限り活動される皆さんの思いを理解し、取り上げる努力をしたつもりです。特に“草の根”とも呼べる活動については、総論的には内容が十分に表現された申請書になっていたとは言えませんでした。委員としては活動される皆さんの思いを理解し、取り上げさせていただいたと考えています。しかしながら、基本的にはその活動内容が、計画がしっかり練られ、パートナーとも緊密な連携が取れており、その内訳金額も合理的であることが重要です。特に相当額の申請の場合はぜひともそうあってほしいと考えます。そして、この助成制度を心から支持しておられる三井物産の株主の方々、経営層、寄付を寄せられている社員の方にも十分説明できるものを選ぶのが社外委員の責務と理解しています。

三井物産は今後も、時代の流れ、世の中の動きを反映したより良い助成を継続するため、制度変更も含めて検討を加えて行く意向のようですので、次回以降も募集要項をよく読み、皆さんの活動がこれに適合したものとお考えの場合は今後ともぜひチャレンジをお願いしたいと考えます。もちろん、今後ともこれまでの選定基準である、「活動テーマ設定の妥当性、有効性」「複数団体の連携・協働」「コミュニティ組織との連携・協働」、「活動の持続性・発展性」、「活動地域及び参加者の拡がり」、「活動の実効性」、「予算設計の妥当性」、「組織の案件推進能力」等は引き続きものと考えます。こうした点がしっかり理解できるような申請書での応募を期待します。

応募者は 65%が NPO 法人で、公益法人の 24%、大学法人等の 8%で大部分占めています。テーマは、応募数の 6 割強が「持続可能な社会の構築」、それに次いで「生物多様性及び生態系の保全」が 15%、「表土の保全・森林の保護」が 8%、などが続きました。当然こうしたものの中から多くが選定されましたが、日本の団体が実施する国際的な協力案件や海外の団体からの応募案件も含め幅広く選定できたものと自負しています。但し、海外での活動案件について、いくら支援してもそれだけに終わってしまうものは意義を感じ取れませんので、キャパシティ・ビルディングに資するものを重視すべき、という強い意見があることを追記しておきます。

復興案件では、多くの方が参加し苗木育成を行う案件の応募が比較的多かったと理解していますが、被災された方々の生活、そして心のケアもますます必要になってきており、そうした案件にも目を向けました。

選定された案件を実施する皆さんは、この資金を有効に活用され所期の目的を大いに果たされると共に、係る各組織及び人々の将来の発展にぜひ役立てていただきたいと存じます。